

2022 年版これで合格宅建士シリーズ 正誤表・法改正のお知らせ

令和 4 年 10 月 1 日

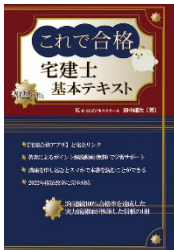
株式会社Kenビジネススクール

Ken不動産研究

このたびは「これで合格宅建士シリーズ」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

下記の書籍につきまして、修正・法改正箇所がございます。ご覧いただけますようお願い申し上げます。

■2022 年版 これで合格宅建士 基本テキスト



第 2 編 権利関係

・293 ページ 2-2 共同相続＜法定相続

本文 (2)法定相続分～ 遺言で指定がされないと法律で決まる？ ①子と配偶者が共同相続人
図中 2 段目

(誤) 非嫡出子 $\frac{1}{2}$ 嫡出子 $\frac{1}{2}$

↓ 下記のように訂正いたします。

(正) 非嫡出子 $\frac{1}{4}$ 嫡出子 $\frac{1}{4}$

法改正(税法)

・453 ページ 3-5 住宅ローン控除＜所得税

住宅ローン控除の要件

②その他の要件

表内 3 段目 右欄

(改正前)この特別控除を受ける年分の合計所得金額が **3,000 万円以下**

↓

(改正後)この特別控除を受ける年分の合計所得金額が **2,000 万円以下**

※本頁下段「ここではコレを覚える」の金額も変更となります。

表内 4 段目 (既存建物の築年数の要件) →廃止されました。

※昭和 57 年以降に建築された住宅(新耐震基準適合住宅)の場合は、住宅ローン控除の適用があります。

■2022 年版 これで合格宅建士 要点整理



Part3 法令上の制限、税・その他

・231 ページ 12 国土利用計画法～2 事後届出は買主基準、事前届出は両当事者基準？

下図中《買い占める場合(市街化区域内の場合)》右側枠内 説明文

(誤)「X が隣り合う土地を計画的に取得し、2,000㎡以上となる場合は、**A** は届出が必要。」

↓ 下記のように訂正いたします。

(正)「X が隣り合う土地を計画的に取得し、2,000㎡以上となる場合は、**X** は届出が必要。」

法改正(税法)

・258 ページ ⑤ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン控除)

<その他の要件>

表内 3 段目 右欄

(改正前)この特別控除を受ける年分の合計所得金額が **3,000 万円以下**

↓

(改正後)この特別控除を受ける年分の合計所得金額が **2,000 万円以下**

表内 4 段目 （既存建物の築年数の要件）→廃止されました。

※昭和 57 年以降に建築された住宅(新耐震基準適合住宅)の場合は、住宅ローン控除の適用があります。

何卒よろしくお願い申し上げます。